

裁判所命令の内容は以下の通りです：

1. 命令事項：

1. Talbot Crossing Inc.の売却は、裁判所のさらなる命令があるまで停止されます。
2. London Valley II Inc.の売却は、裁判所のさらなる命令があるまで停止されます。
3. London Valley V Inc.の売却は、裁判所のさらなる命令があるまで停止されます。
4. Dancor Propertiesへの売却による抵当債権からの受取金は、信託口座に預け入れ、裁判所のさらなる命令があるまで保持されます。
5. Falco Propertiesへの売却による抵当債権からの受取金は、信託口座に預け入れ、裁判所のさらなる命令があるまで保持されます。

2. オンタリオ高等裁判所への提案された申立：

TGP Canada Management Inc.は、London Valley II Inc.およびLondon Valley V Inc.の売却から得られる収益を信託内の裁判所口座に送金するよう命じる申立をオンタリオ高等裁判所に提出します。

- a. 該当物件に関連するすべての受取金は、裁判所のさらなる指示があるまで信託内の裁判所口座に支払われるものとします。
- b. この申立は、約3,500人の投資家の利益を裁判所に提示し、これらの物件の真の所有者として認められることを目的としています。第三者が不当な資金を受け取ることを防ぐことを目指します。

追加の手続き上の命令：

1. スケジュールと遵守：

各当事者および非当事者/介入申請者であるTGP Canada Management Inc.は、本命令に添付されたスケジュール"A"に従うものとします。各当事者は、指定された期限までにそれぞれの手順を完了する必要があります。

2. スケジュールの変更：

スケジュールは、すべての当事者およびTGP Canada Management Inc.の相互同意により変更することができます。

3. 介入申立の審理：

非当事者であるTGP Canada Management Inc.による介入の許可を求める申立は、2025年3月24日週に審理されるか、裁判所が決定する最も早い日程に設定されます（以下「介入申立」と呼ばれます）。

4. 申請の延期：

この申請は延期され、介入申立の審理日まで話し合われることはありません。

主要なイベントのスケジュール（スケジュール"A"）：

イベント	担当当事者	完了期限
動議申立当事者の記録の提出	TGP Canada Management Inc.	2025年1月20日
動議に応答する記録の提出	動議への応答当事者全員	2025年2月10日
反対尋問および論述書	動議の当事者全員	2025年2月25日（規則37.10に基づく）

すべての当事者は、相互同意または裁判所のさらなる命令がない限り、指定された期限に従うよう指示されています。

同意書の提出期限：

2024年1月1日までに同意書を提出してください。

詳細については、TGP Canada Management Inc.および代表者Ben Pilehvarによって裁判所に提出された宣誓供述書をご確認ください。

<https://transglobaljp.com/%E5%A4%96%E9%83%A8%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF>